令和８年（フ）第１５７６号
札幌市北区北38条西６丁目２番２号　クルーズハウス麻生中央Ⅱ101号
債務者　石井ほのか
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８２号
北海道江別市弥生町34番地の３　カーサセントロ301
債務者　倉田　康弘
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８３号
札幌市東区本町１条７丁目１番７―603号
債務者　寺下　嘉弘
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８４号
札幌市東区本町１条７丁目１番７―603号
債務者　寺下　ノリ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８９号
札幌市東区北43条東17丁目１番６―24号
債務者　佐藤　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５号
北海道美唄市西２条南７丁目２番３－２号
債務者　長谷山　隆
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第８７号
北海道岩見沢市幌向南３条２丁目221番地23
債務者　長谷山里美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９０号
北海道美唄市西１条北７丁目２番28―201号
債務者　表山　愛菜
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１９５号
愛知県稲沢市赤池南町51番地　レーヴ稲沢201、前住所愛知県大府市東新町六丁目459番地グリーンヒル東新Ｊ棟102号
債務者　片桐　乃愛
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３８７７号
大阪府高槻市津之江北町34番29号
債務者　澤井　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１２０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12
破産者　株式会社高見澤電気工事
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市津久井四丁目11番19号
破産者　有限会社建築職人会
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第６７２号
福岡県大野城市大城三丁目10番35―Ｂ302号
破産者　大新住宅株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２５１７号
福岡市中央区舞鶴三丁目８番10―702号
破産者　株式会社ｚｅｎｂｕ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８４７号
福岡市南区老司四丁目20番30―107号
破産者　株式会社江崎組
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵468番地31―102号
破産者　華美国際株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４８号
山口県周南市大字小松原2272番地
破産者　福来電設工株式会社
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第９５０号
横浜市鶴見区上の宮２丁目26番12号
破産者　有限会社長島設備
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８２号
大阪市平野区喜連西６－２―71アネックス平野103
破産者　株式会社ＪＯトレード
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部